

■議案第73号 町道路線の廃止について

■議案第74号 町道路線の認定について

議案第73号 町道路線の廃止について【要旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を廃止することについて議会の議決を求めようとするものです。

当路線を廃止し、新たに認定する町道小向本田線として、維持管理を図ろうとするものです。

路線概要

整理番号	474	延長
路線名	本田田中ノ窪線	163.5m
起点	仁井田字田中ノ窪35-1	
終点	仁井田字高岡1456-3	

当路線は、平成4年1月6日に認定された路線であるが、未供用路線であり改良計画もないことから廃止しようとするものです。

路線概要

整理番号	641	延長
路線名	小向線	355.0m
起点	小向字杉ノナロ152-1	
終点	小向字天神ナロ130-イ	

議案第74号 町道路線の認定について【要旨】

道路法第8条2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めようとするものです。

[東町2号線]

今回認定を求める路線は、東町町営住宅内の道路であり、町有地でもあるため、町道に認定し維持管理を図ろうとするものです。（認定基準第9号該当）

路線概要

整理番号	(窪川) 196	延長
路線名	東町2号線	
起点地番	東町183-9	35m
終点地番	東町184	

[小向本田線]

今回認定を求める路線は、小向地区と本田地区を結ぶ地域の生活道であり、町道に認定し維持管理を図ろうとするものです。(認定基準第4号該当)

路線概要

整 理 番 号	(窪川) 4 7 4	延 長
路 線 名	小向本田線	
起 点 地 番	小向字西ノ窪 1 9 5 - 1	6 3 5 m
終 点 地 番	仁井田字田中ノ窪 3 5 - 1	

[金上野上横田線]

今回認定を求める路線は、町道金上野見付線から分岐した路線で、住家が3戸存在し、地域の生活道として利用されていることから、町道に認定し維持管理を図ろうとするものです。(認定基準第4号該当)

路線概要

整 理 番 号	(窪川) 6 9 8	延 長
路 線 名	金上野上横田線	
起 点 地 番	金上野字出分 7 5 6 - 1	1 1 0 m
終 点 地 番	金上野字上横田 8 6 2 - 5	

[打井川11号線]

県道大方大正線の工事完了に伴い完成した区間のバイパス部分がルート変更となり、新たに町道認定が必要となった道路です。元々県道大方大正線であり県道と県道を結ぶ道路で地域の生活道として利用されていることから、町道として維持管理を図ろうとするものです。(認定基準第9号該当)

路線概要

整 理 番 号	(大正) 2 0 2 2 2	延 長
路 線 名	打井川11号線	
起 点 地 番	打井川字幸次郎 1 5 1 1 - 2 9	2 3 1 m
終 点 地 番	打井川字幸次郎 1 5 1 2 - 3	

【根拠法令】

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 ～ 略

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。